

## 付録 18. PC 利用に関する内規

### グリーンアジア国際リーダー教育センター 貸出用ノートパソコンに関する内規

平成 25 年 3 月 18 日 センター長裁定

#### (趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学 グリーンアジア国際リーダー教育センター（以下「センター」という。）に在籍する学生（以下「コース生」という。）への貸出用ノートパソコンに関する必要な事項を定めるものとする。

#### (貸出)

第 2 条 コース生は、センター教育の一環としてノートパソコンを借りる事ができる。  
2 前項に定めるものの他、センター長が許可した者。

#### (貸出期間)

第 3 条 貸出期間は、コース生として、在学期間内とする。

#### (貸出手続)

第 4 条 貸出及び返却の手続きは、学生本人が行うものとする。  
2 貸出時は、貸出簿に氏名・貸出日を記載する事。

#### (貸出台数)

第 5 条 貸出を受ける事ができる台数は、基本一人一台とする。

#### (返却)

第 6 条 コース生課程修了の場合又は退学の場合は、当該日の一週間前迄に返却する事。  
2 返却時は、貸出を受けた学生本人が行うものとする。  
3 返却時は、貸出簿に返却日を自筆にて記載する事。  
4 返却時は、ノートパソコンの個人データは消去する事。

#### (遵守事項)

第 7 条 利用者は、次の事を遵守しなければならない。  
2 利用期間中は、自らの責任において良好に管理する事。  
3 機器の紛失、故障が生じた場合は、直ちにセンターの事務局に届け出て、その指示に従う事。  
4 利用機器を他人に貸すなど他の目的に使用しない事。

#### (弁済)

第 8 条 貸出を受けた者が重大な過失により、機器を紛失または破損・汚損した場合は、現物又は相当する代金による賠償をする場合がある。

(違法行為)

第9条 著作権及び個人情報保護法等に反する行為はしない事。

2 ネットワーク上で不法行為及び他人を誹謗・中傷する行為はしない事。

(使用上の注意)

第10条 貸出用ノートパソコンがハードウェアの障害やコンピューターウィルスの混入等で個人データの紛失等が起こった場合には、センターはこの責任を負わない。

2 セキュリティの関係上、ウィルス対策ソフトのアップデート及びWindows Updateは定期的に行う事。

(事務)

第11条 貸出に関する事務は、センターの事務局が行う。

この内規は、2013年3月18日から施行する。

平成25年3月18日

グリーンアジア国際リーダー教育センター